



# 横須賀市みどりの基本計画 ～生きもののめぐみを未来へつなぐ～

令和8年3月

【概要版】



# 目次

1 計画の基本的な考え方 .....	1
(1)横須賀市みどりの基本計画とは .....	1
(2)みどりとは.....	1
(3)生物多様性とは .....	2
(4)みどりの機能と生態系サービス .....	3
2 横須賀市のみどりと生きもの .....	5
(1)横須賀のみどり .....	5
(2)横須賀の公園 .....	6
(3)横須賀の生きもの .....	7
(4)保護地区 .....	8
3 目標と基本方針 .....	9
(1)計画の目標から基本方針まで .....	9
(2)基本方針 .....	13
4 推進施策 .....	14
5 計画の進行に向けて .....	16

# 1 計画の基本的な考え方

## (1) 横須賀市みどりの基本計画とは

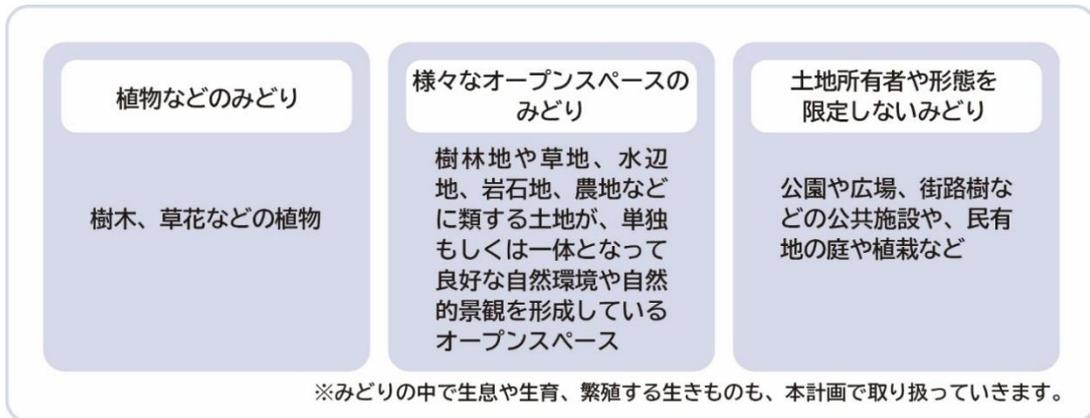
横須賀市みどりの基本計画（以下、「本計画」）は、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」等の目標や施策を定めることで、効果的、効率的に都市のみどりを保全、創出することができます。

また、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための計画（『生物多様性地域戦略』）としても位置づけており、生物多様性の確保に向けた取組みについても強化して取り組んでいきます。

本計画の目標年度は令和 11 年度（2029 年度）とし、令和 12 年度（2030 年度）に新たな計画へ改定する予定です。計画の対象区域は、横須賀市全域とします。

## (2) みどりとは

本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。



対象とするみどり



対象とするみどりの具体例

### (3) 生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があるとしています。生態系、種、遺伝子には、それぞれに様々な種類、差異が存在しており、またそれらは複雑に関わり合っています。生物多様性とは、こうした生きものの豊かな個性とつながりのことを指します。

生物多様性は人間活動などによって劣化や消失が続いており、環境省の生物多様性国家戦略 2023-2030 で「4つの危機」として整理されています。

#### 3つのレベルの多様性の例

<p><b>【生態系の多様性】</b> 森林や里山、河川、海といった多様な環境のまとまり（自然）が存在することを指します。</p>	 <p>森林</p>	 <p>里山</p>	 <p>河川</p>
<p><b>【種の多様性】</b> 生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが育まれることを指します。</p>	 <p>鳥類（ルリビタキ）</p>	 <p>昆虫類（アサギマダラ）</p>	 <p>植物（イソギク）</p>
<p><b>【遺伝子の多様性】</b> 同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることを指します。</p>	 <p>他の種との交雑により数が少なくなったミナミメダカ</p>	 <p>関東と関西で発光間隔が異なるゲンジボタル</p>	

#### 第1の危機

##### 開発など人間活動による危機

- ・ 森林伐採や農地転用、河川や海域における水面の埋立てによる生態系の破壊
- ・ 動植物の乱獲や盗掘による種・個体数の減少・絶滅

#### 第2の危機

##### 自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・ 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ・ 林業生産活動の低迷による森林の荒廃
- ・ シカやイノシシ等偏った種の増加による、生態系への影響

#### 第3の危機

##### 人間により持ち込まれたものによる危機

- ・ 外来種による在来種の捕食、在来種との生息場所等の競合、交雑による遺伝的なかく乱
- ・ 動植物への毒性をもつ化学物質による生態系への影響

#### 第4の危機

##### 地球環境の変化による危機

- 地球温暖化進行による高山帯の縮小や海面温度上昇とそれに伴う動植物の絶滅のリスクの増加

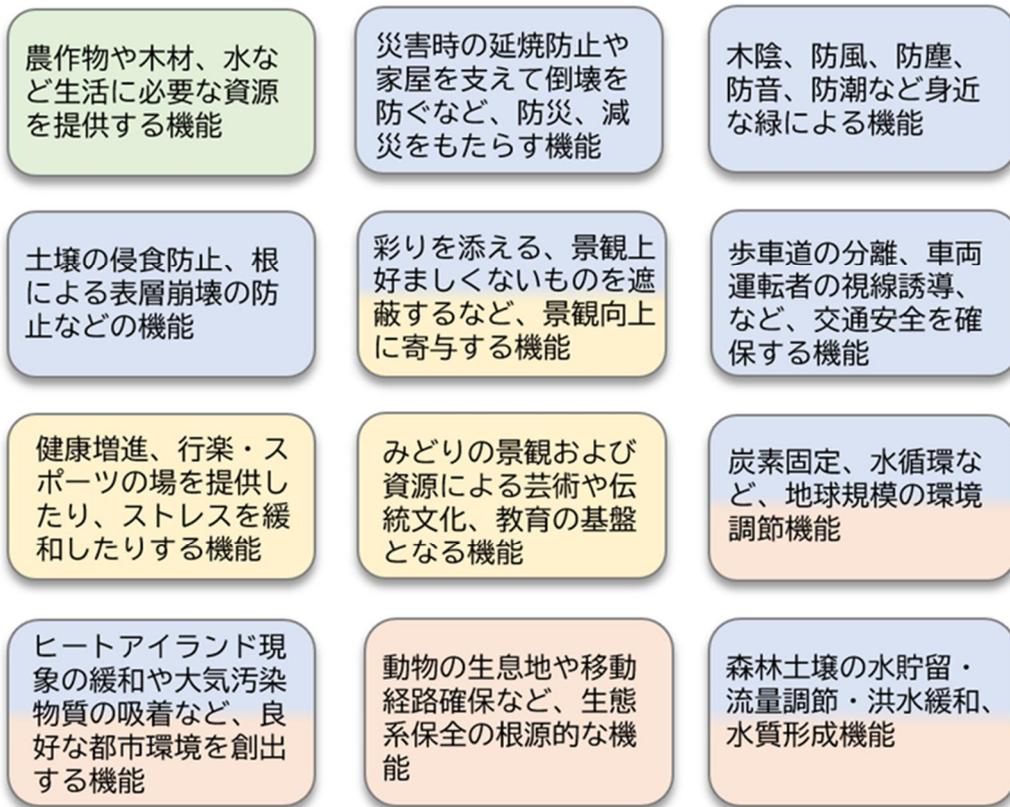
#### 生物多様性の4つの危機

#### (4) みどりの機能と生態系サービス

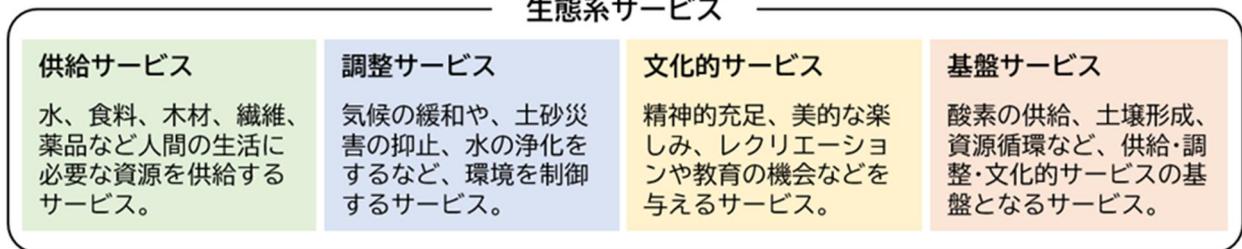
みどりには様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。また、生物多様性から得られるめぐみを「生態系サービス」と呼び、それらは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます。

これらのみどりの機能や生態系サービスは自然のめぐみとして我々の生活と密接に関係しており、安全、安心で快適な生活を過ごすために重要な役割を担っています。

みどりの機能と生態系サービスは重複している部分が多く、以下の図に示すように関連しています。



#### 生態系サービス



#### みどりの機能と生態系サービスの関連



生態系保全機能



延焼防止機能



健康増進機能

(出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関 国際生態学センター、消防庁消防研究センター)

## ○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、前述のみどりが持つ様々な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土や都市、地域づくりを進めていくことをグリーンインフラストラクチャ（以下、グリーンインフラ）と言います。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能を発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）。



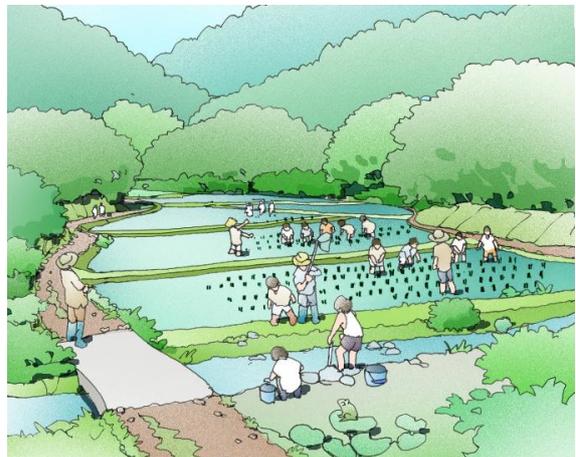
雨水の浸透による減災、気温上昇の抑制



樹林地の維持管理による防災、減災、  
防風などの森林機能の向上



自然の中での運動及び憩いの場の提供に  
よる健康の増進やストレスの緩和

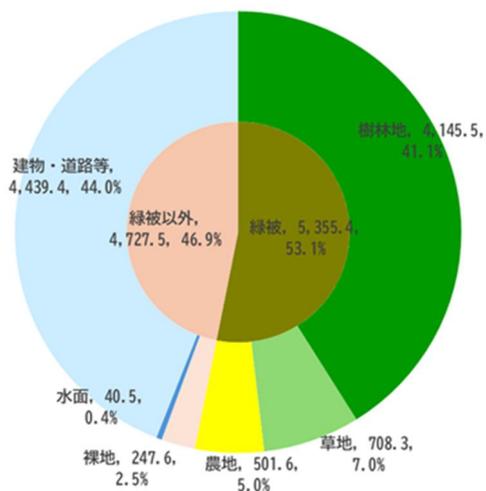


里山環境の保全、活用による生物多様性の  
確保や雨水貯留機能の向上

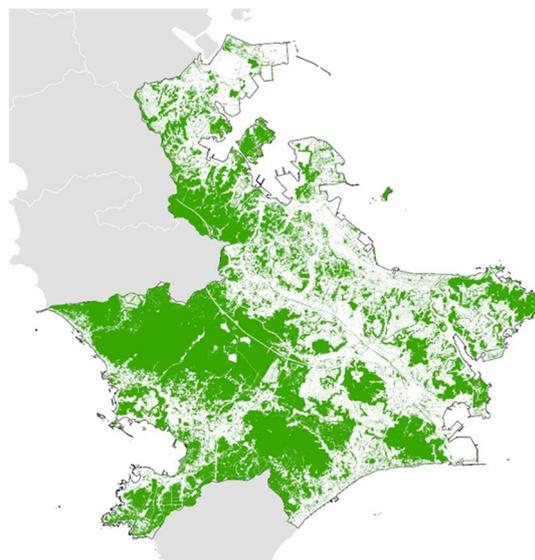
## 2 横須賀市のみどりと生きもの

### (1) 横須賀のみどり

本市の樹林地、草地、田畑等の緑被率は、約 53.1%（令和 7 年度調査時点）で、その 7 割強が樹林地です。

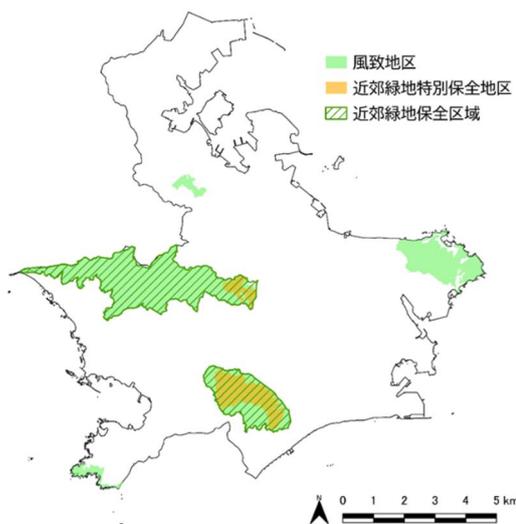


横須賀市全域における緑被等の構成比



令和 7 年度調査時点の緑被率

本市のみどりの一部は、良好な緑地を維持するために、風致地区や近郊緑地保全区域の指定されています。一方で市内の樹林地は、人々の利用がほとんどなくなったことにより、みどりの機能の低下が課題となっています。今後は、良好なみどりの保全を継続していくとともに、みどりの質を向上させる必要があります。



風致地区及び近郊緑地保全区域・  
近郊緑地特別保全地区



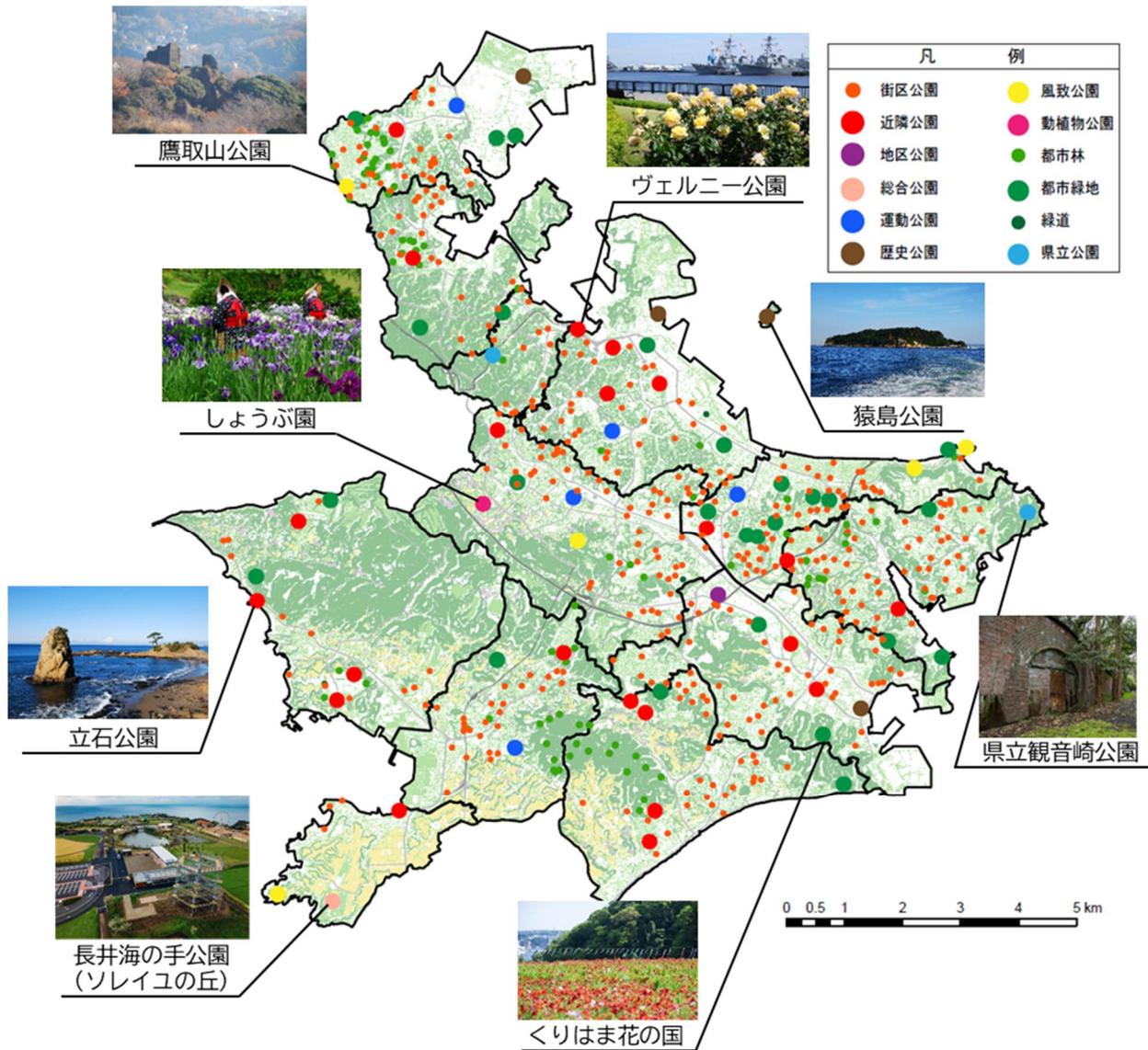
荒廃が進む市内の樹林地

## (2) 横須賀の公園

本市における都市公園（県立公園含む）は、542カ所、約696.1ha（令和6年度末現在）で、「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」のもと、効果的かつ効率的な公園の整備、管理を目指しています。

令和5年（2023年）には長井海の手公園（ソレイユの丘）を民間企業と連携してリニューアルオープンする等、集客や地域活性化を目指した公園づくりを進めています。

一方で、施設等の老朽化や利用者層のニーズに合わせた公園機能の再編が課題となっています。



### (3) 横須賀の生きもの

本市の植生は、照葉樹林、落葉広葉樹林、海岸植生の3つで特徴づけられ、それぞれの環境に適した動植物が多く生息・生育しています。しかし、里山や草地の減少、外来種の移入により、数を減らしている生きものもいます。特に、特定外来種に指定されている種の中には、急激に数を増やしている種もあり、生態系への影響が懸念されています。



照葉樹林



ハマオモト (ハマユウ)



イソギク



イソヒヨドリ



サシバ



トウキョウサンショウウオ



アブラハヤ



アサギマダラ



ハグロトンボ

横須賀で見られる主な生きもの



アライグマ

(出典：環境外来生物写真集)



クリハラリス (台湾リス)



オオキンケイギク

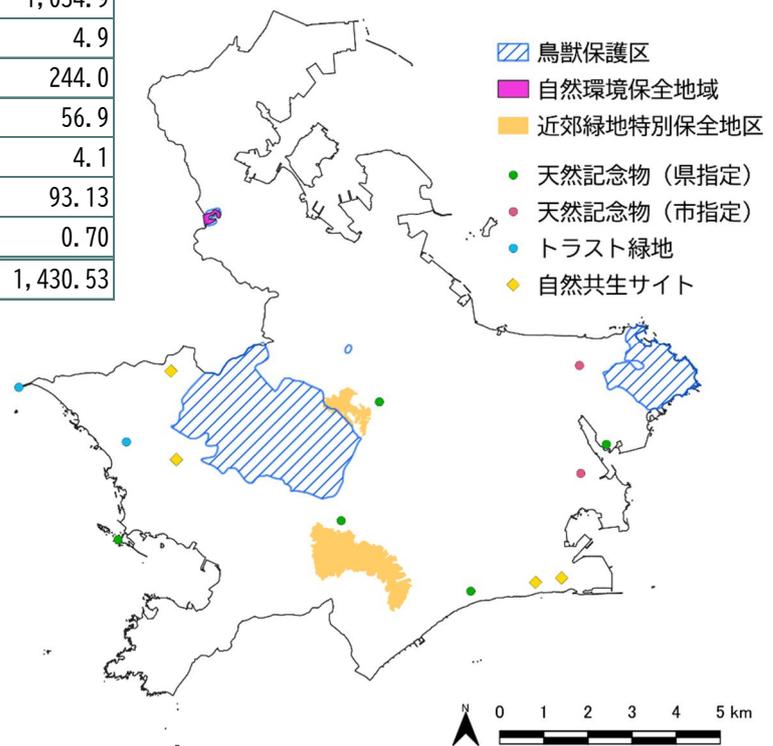
横須賀に定着した主な特定外来種

#### (4) 保護地区

令和4年(2022年)に採択された「昆明-モンテリオール生物多様性枠組」において、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全する30by30目標が設定されました。

本市の生物多様性が保全されている面積は令和6年度(2024年度)末時点で、法制度で守られる「保護地域」と、法制度以外の仕組みで守られる「OECM」を合わせて約1,430.53haあります。30by30目標貢献のため、良好な自然環境のさらなる保全が求められています。

保護地名等		面積(ha)
保護地域	神奈川県鳥獣保護区	1,034.9
	神奈川県自然環境保全地域	4.9
	近郊緑地特別保全地区	244.0
	天然記念物(県指定)	56.9
	天然記念物(市指定)	4.1
OECM	自然共生サイト	93.13
	トラスト緑地	0.70
	合計(重複除く)	1,430.53

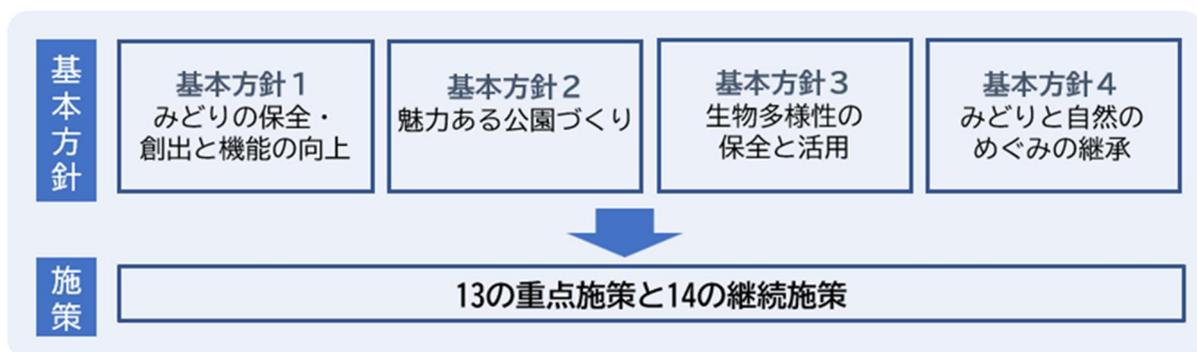
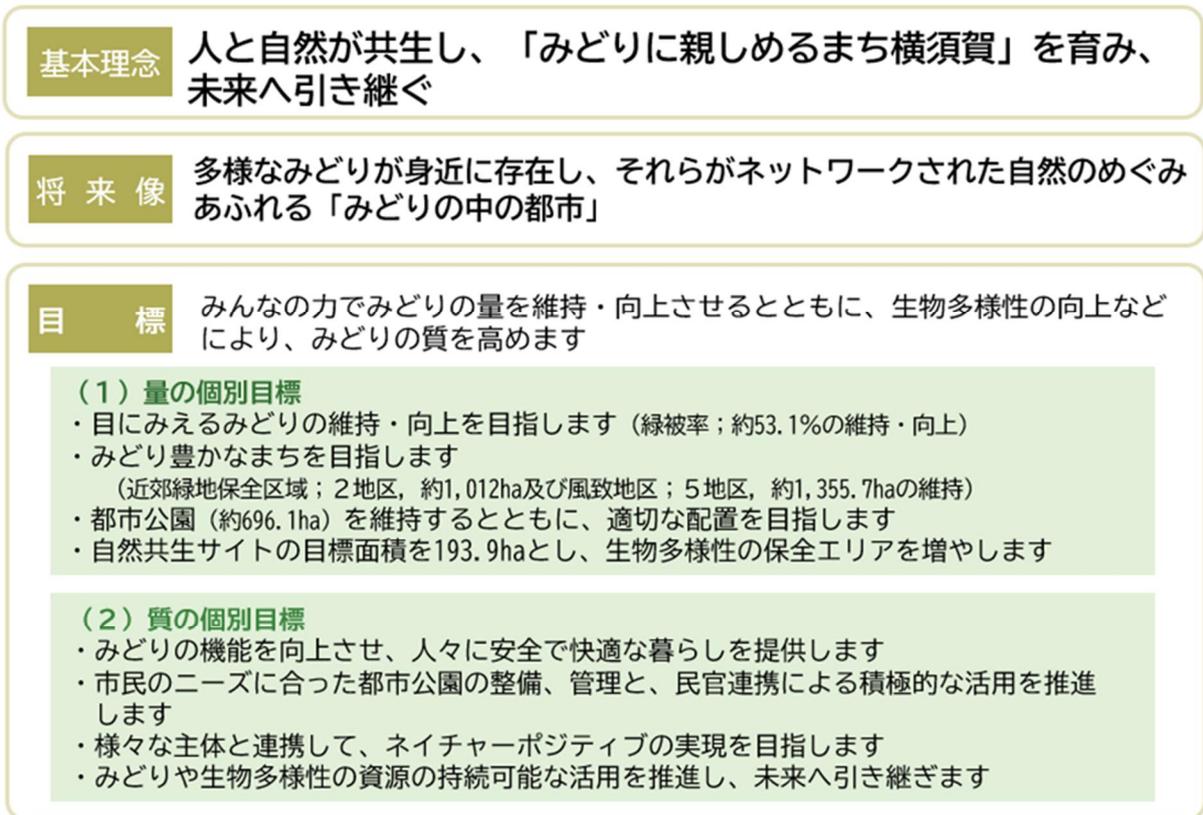


保護地域等の現況(令和6年度末時点)

### 3 目標と基本方針

#### (1) 計画の目標から基本方針まで

本計画の基本理念及びみどりの将来像と、その実現に向けた目標を設定し、その目標を実現するための基本方針を定めました。

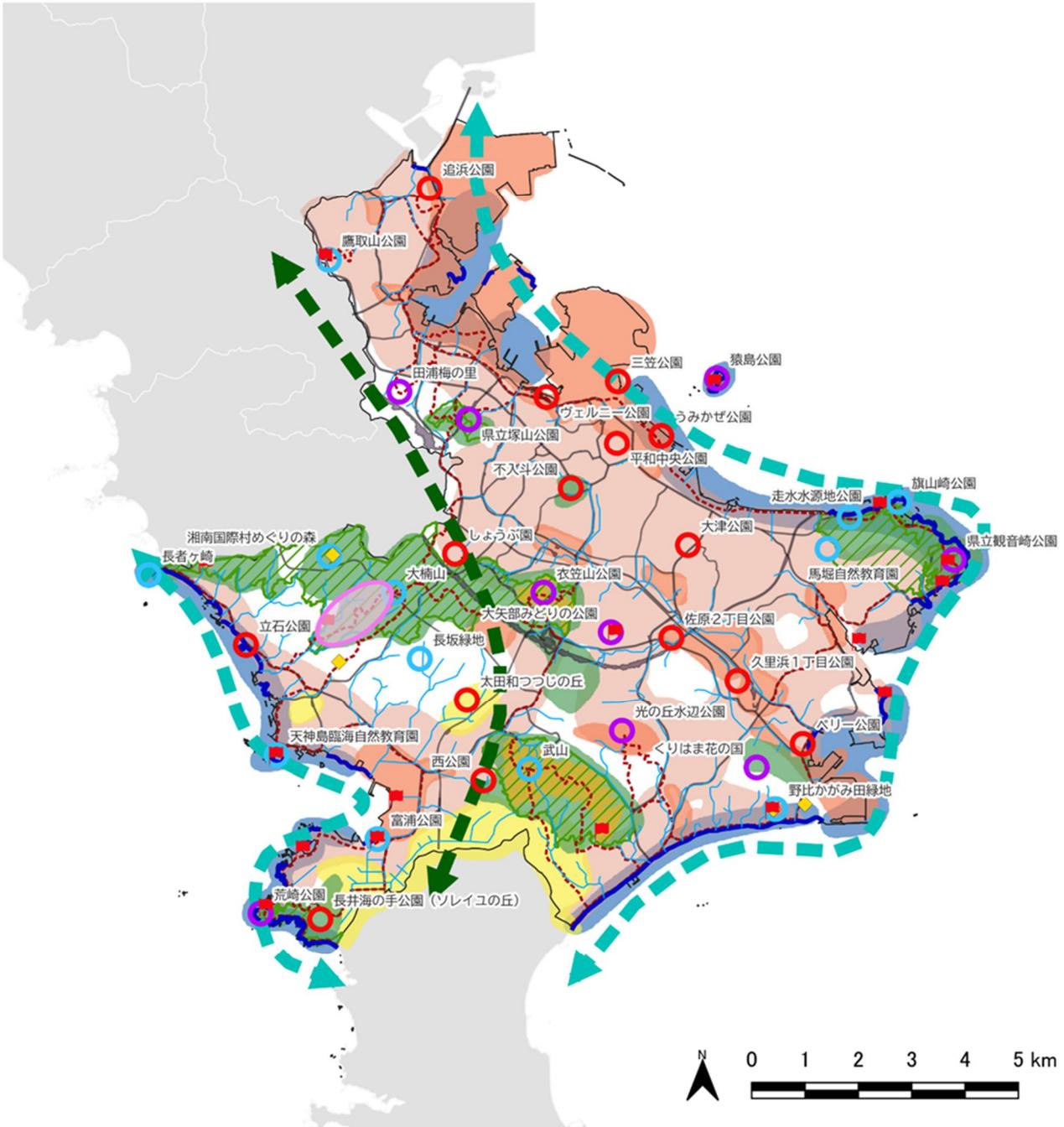


目標から施策までの体系

# 将来像

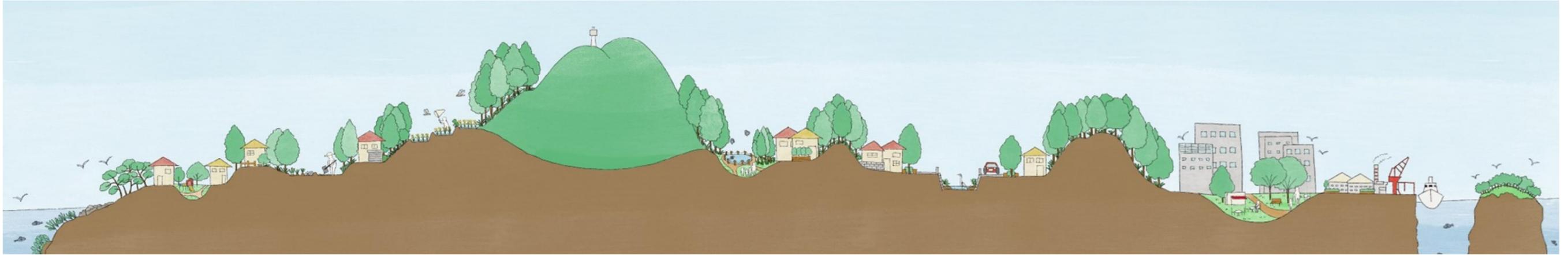
多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた  
自然のめぐみがあふれる「みどりの中の都市」

- 交流の拠点
- 自然・交流の拠点
- 自然の拠点
- 近郊緑地特別保全地区
- ▨ 近郊緑地保全区域
- ↔ みどりの保全・活用のための広域的な連携
- ↔ 水辺空間と一体となった緑の空間
- 河川
- 自然海岸
- プロムナード・散歩道
- かながわ生物多様性ホットスポット
- ◆ 自然共生サイト
- (仮称)三浦半島国営公園
- 都市域
- 住宅地
- 樹林地
- 農地・里山
- 海岸域



将来像図は、みどりの主な区域やつながりを表現し、将来のみどりの理想的な状態を表したものです。

# 横須賀市の空間的特徴



## 【農地・里山】

### ■農地・里山の機能

- ・食卓を支える農産物（よこすか野菜など）の生産場所です。
- ・雨水を溜め、地下に水を浸透させることで、健全な水循環を保ちます。
- ・農地利用や里山の利活用により、土壌の流出が抑えられます。
- ・農地、里山を生かした環境教育の場となり、自然にふれる機会を提供します。
- ・丘陵地に広がる農地、里山の風景は横須賀らしい魅力の一つです。
- ・まとまりあるみどりが残っていることで、多様な生きものすみかとなります。

### ■求められる活動

- ・稲作や「よこすか野菜」の農作の推進、継続
- ・里山の定期的な手入れ（草刈り、枝払い）
- ・動植物のモニタリング、外来生物の除去
- ・市民向けの観察会や体験イベントの開催

## 【樹林地】

### ■樹林地の機能

- ・健全な水循環が保たれることで、水資源が供給されます。
- ・気温を調整し、空気中の二酸化炭素などを吸収します。
- ・植生が雨水をため、地下に浸透させることで、土壌の流出が抑制されます。
- ・環境教育や活動の場となり、自然にふれる機会を提供します。
- ・まとまりある緑や貴重な自然環境が残っていることで、生きものすみかとなります。

### ■求められる活動

- ・樹林地の定期的な手入れ（枝払い、倒木の恐れのある木の伐採、植樹、下草刈り）
- ・動植物のモニタリング
- ・市民向けの観察会や体験イベントの開催

## 【住宅地】

### ■住宅地のみどりの機能

- ・気温を調整し、空気中の二酸化炭素などを吸収します。
- ・植生が雨水をため、地下に浸透させることで、健全な水循環が保たれ、住宅等への浸水が抑制されます。
- ・住宅地の公園などのオープンスペースは市民の憩いの場にもなります。
- ・街路樹や社寺林などの点在するみどりは生きものすみかや移動経路となります。

### ■求められる活動

- ・住宅地内の緑の管理
- ・公園植栽の定期的な管理（除草、植え付け）

## 【都市域】

### ■都市域のみどりの機能

- ・気温を調整し、空気中の二酸化炭素などを吸収します。
- ・植生が雨水をため、地下に浸透させることで、健全な水循環が保たれ、建物等への浸水が抑制されます。
- ・公園などのオープンスペースは市民の憩いの場にもなります。
- ・街路樹や社寺林などの点在するみどりは生きものすみかや移動経路となります。

### ■求められる活動

- ・公共緑地の緑の管理
- ・公園植栽の定期的な管理（除草、植え付け）
- ・イベント開催等による公園の活用

## 【海岸域】

### ■海岸域の機能

- ・食卓や経済を支える水産物が獲れます。
- ・自然的な海岸は美しい景観を形成し、観光資源としても地域に貢献しています。
- ・自然的な海岸や小田和湾には干潟が残されており、貴重な海岸植物や水生生物のすみかとなっています。
- ・貝塚や親水護岸は水生生物のすみかとなっています。
- ・藻場は、炭素固定の場として貢献しています。

### ■求められる活動

- ・海岸の定期的な清掃
- ・藻場などの植え付け
- ・イベント開催等による観光資源としての活用

## 【都市公園】

### <自然環境を保全する公園>

#### ■生態系サービス（生息）

市内に点在する公園のみどりは生きものすみかや移動経路となり、生態系ネットワークの形成につながる。

#### ■求められる活動

- ・公園の緑の定期的な除草や植え付け、植樹
- ・動植物のモニタリング

### <積極的に活用する公園>

#### ■生態系サービス（生息）

公園のようなオープンスペースは市民の憩いの場となり、自然に触れる機会や運動機会の増加につながる。

#### ■求められる活動

- ・環境教育機会を提供する観察会等の開催
- ・その他イベント開催や定期的な活動等による公園の積極的な活用



## (2) 基本方針

計画の目標を達成するために4つの基本方針を定めました。この4つの基本方針に基づいて、本市のみどりの保全、創出を推進するための施策を展開していきます。

基本方針 1	<b>みどりの保全・創出と機能の向上</b> ～多様なみどりの環境を良好な状態で保全・創出するとともに、期待する効果に応じたみどりを整備します～
<p>みどりは多様な機能を有しています。そこで市内の豊かなみどりを守り、整備、活用していくことで、防災力を高めるとともに、都市域のヒートアイランド現象を緩和する等、安全、安心で快適な環境づくりを目指します。また、みどりを保全、創出することで、地球温暖化対策や気候変動対策等にも寄与します。</p>	

基本方針 2	<b>魅力ある公園づくり</b> ～人々の交流や健康に寄与するみどりを守り、つくり、まちの活性化を図ります～
<p>公園は、人々の生活に憩いや楽しさを提供し、健康増進に寄与するほか、観光や交流の拠点ともなる大切な場です。公園を誰もが利用しやすいように適正に配置したり、個性的で魅力あるものにしたりすることで、交流人口を増加させ、市民生活の質の向上や都市の価値や魅力を高めます。</p>	

基本方針 3	<b>生物多様性の保全と活用</b> ～地域の生態系を守り維持するとともに、みどりにふれる機会を提供します～
<p>生物多様性の保全は、人と自然との共生を考える上で大切な要素です。本市では生物多様性の保全の場の創出、維持のために里山的環境保全事業を実施しています。今後もこの事業を継続していくとともに、市民団体や民間企業などの多様な主体が保全や活用に参加できるよう取組みを広げていきます。また、市内全体の生態系の保全のために、特定外来生物の駆除を継続し、在来種を保全していくとともにそれらの動向にも注意を払っていきます。横須賀市のみどり豊かな自然環境に人々がふれあえ、めぐみを楽しむように、生物資源を適切に活用していきます。</p>	

基本方針 4	<b>みどりと自然のめぐみの継承</b> ～みどりや生きものと親しみ、大切にする意識を未来の人々に継承します～
<p>みどりの持つ機能や役割が一層発揮されるためには、積極的にみどりに対する働きかけをしていく姿勢が大切です。様々な主体がみどりを育てながら活かし、未来に継承していくために、市は率先して観察会等のイベント、情報発信、自然活動団体の支援の充実、各部署の連携を図ります。また、将来の担い手である子どもたちへの環境教育を充実させ、みどりや生きものを大切にする意識を継承するために、学区の自然環境体験事業や環境指導者派遣事業などの環境教育を今後も継続して実施していきます。</p>	

## 4 推進施策

推進施策は、今後本市が本計画の目標達成に向けて推進していく取組みのことです。本計画では、推進施策のうち、計画期間内に特に重点的に進めていく取組みを「重点施策」、従前より取り組んでおり、今後も継続していく取組みを「継続施策」に大別しました。

第3章で示した4つの基本方針に基づいて、13の重点施策と14の継続施策を位置づけました。施策によっては複数の基本方針に関わるものもあるため、各基本方針との関係性を以下の表で示しています。

施策と基本方針の対応表

基本方針	位置づけ	No.	施策名	基本	基本	基本	基本
				方針	方針	方針	方針
				1	2	3	4
1 みどりの 保全・創出 と機能の 向上	重点	1-1	樹林地の保全と機能の維持増進	◎	△	○	△
		1-2	近郊緑地保全区域等の保全と近郊緑地特別保全地区指定の検討	◎		○	
		1-3	農地のみどりの保全	◎		○	△
		1-4	公共施設におけるグリーンインフラの導入	◎	○	○	
	継続	1-5	都市緑地法の適切な運用	◎	△	△	△
		1-6	みどりの基本条例の適切な運用	◎	△	△	△
		1-7	風致地区制度の適切な運用	◎		△	
		1-8	土地利用調整関連条例の適切な運用	◎		△	
		1-9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	◎		△	
		1-10	「湘南国際村めぐりの森」及び「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	◎		○	△
		1-11	景観重要樹木の指定による保全の継続	◎		△	
		1-12	公共施設の緑化の推進	◎	○	△	
		1-13	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	◎		○	

施策と基本方針の対応表

基本方針		位置づけ	No.	施策名	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
2	魅力ある公園づくり	重点	2-1	地域ニーズをふまえた公園機能の再編	○	◎		△
			2-2	安全・安心と防災力のある公園づくり	○	◎		
			2-3	集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	○	◎		△
			2-4	効率的かつ効果的な公園の整備・活用の促進	○	◎	△	△
		継続	2-5	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	○	◎	△	△
3	生物多様性の保全と活用	重点	3-1	森林・里山環境の保全と活用	○		◎	△
			3-2	水辺環境の保全と活用	○		◎	△
			3-3	外来生物対策の推進	△		◎	
		継続	3-4	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	△		◎	△
			3-5	公共施設における自然植生等の保全	△	○	◎	△
4	みどりと自然のめぐみの継承	重点	4-1	みどりや生きものに対する意識の向上	△		△	◎
			4-2	自然に関する環境教育・環境学習の実施	△	△	△	◎
		継続	4-3	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	○		△	◎
			4-4	産・学・官の連携によるプログラムの検討	△	△	△	◎

[凡例] ◎:特に関連する ○:関連する △:一部関連する

## 5 計画の進行に向けて

### 市民の役割

- ・みどりはみんなのものという意識をもって、みどりに対して積極的に働きかけること
- ・所有地内の身近なみどりを自らが増やし、育むとともに、自らの責任で守り、維持、管理すること
- ・身近な生物多様性の確保に関する行動に配慮すること
- ・身近な公園などのみどりを地域で育てていくこと
- ・みどりを育て、活かす活動に積極的に参加すること など

### NPOの役割

- ・みどりに関する専門的視点を持って緑地保全、緑化推進及び生物多様性の確保などに取り組む、関わること
- ・市民活動や各主体における活動の調整役を担うこと
- ・地域や活動内容を限定せず、幅広い視点からみどりに対する取り組みを推進していくことなど

### 事業者の役割

- ・緑地保全、緑化推進などに関わる法令などを遵守していくこと
- ・みどりはみんなのものという意識をもって、事業所などにおける緑地保全、敷地内緑化に積極的に努めること
- ・市民、行政と連携し、みどりや生物多様性の確保に関わる地域貢献を積極的に図ること
- ※みどり豊かなまちづくりに参加することは、企業の社会的責任（CSR）として重要です。
- ・所有地内のみどりを自らの責任で守り、維持や管理すること など

### 行政の役割

- ・みどりの基本計画の改定や見直しを行い、みどりや生物多様性の確保に関する施策を推進すること
- ・公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理を推進していくこと
- ・市民、事業者などとの連携の推進を積極的に先導していくこと
- ・緑地保全、緑化推進及び生物多様性の確保における顕彰やPR、情報発信を行うこと
- ・市民、NPO、事業者間のコーディネーターとしての役割を果たしていくこと など

## 生物多様性のために私たちができることは

今回改定したみどりの基本計画は、今までよりも一層生物多様性の保全を推進する内容になっています。生物多様性の保全は、みんなで取り組んでいくことで効果が表れます。「生物多様性の保全」と聞くと難しく感じるかもしれませんが、私たちの身近な行動が、生物多様性の保全につながります。ここに示す行動を取ることで、みんなで生物多様性の保全を進めていきましょう。

### 1. 公園・動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれましょう。

生物多様性の豊かさが実感できます。また、生きものとふれあうことが癒しにつながり、自然環境についての関心が高まります。

注意：危険な生きものには近づかないよう注意しましょう



### 2. ペットを最後まで育てましょう。

ペットには外来種や強い捕食種なども含まれるため、地域に放さず、自宅で最後まで飼うことで、地域に生息する生きものなどのくらしを守ることができます。



### 3. 野生の生きものとは適切な距離を保ちましょう（餌をあげない、捕らない、SNS等で拡散しない）

絶滅危惧種をはじめとする在来生物を守ることができます。



### 4. 省エネルギーなど地球温暖化防止対策に取り組みましょう

生きものの生息・生育環境を保全することにつながります。



### 5. 地元で採れたもの・旬のものを食べましょう。そして、食べ残しを減らしましょう。

省エネルギーにつながるとともに、限りある資源を有効に利用することで、自然環境や生きものを守ることができます。



### 6. エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買きましょう。

生物多様性に配慮して作られた商品を買うことで、社会全体が生物多様性の保全に関心を持つことができます。





本計画書で使用した写真は、横須賀市及び横須賀市職員が所有するもののほか、以下の方からご提供いただきました。なお、本計画で使用している写真等の無断転載はご遠慮ください。

鈴木茂也氏、天白牧夫氏、萩原清司氏、横須賀市自然・人文博物館

発行年月日 令和8年3月

発行・編集 横須賀市建設部自然環境・河川課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-8331

F A X 046-821-1523

E-mail [ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp)